

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務従事者の被扶養者認定等の扱いについて

### 1. 健康保険の被扶養者、国民年金第3号被保険者

被扶養者の収入要件は、①年間収入が130万円（60歳以上は180万円）未満、かつ、②同居の場合は被保険者の年収の2分の1未満、です。

ただし、特例措置として、ワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、被扶養者の年間収入に算定されないこととなりました。

対象者、算定に含まれない対象となる収入は以下の通りです。

#### ◇対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職

#### ◇対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までの期間において、新型コロナウイルスワクチン接種業務により得た収入

※被扶養者認定や収入確認の際に、「申立書」の提出が必要となります。その他、健保組合等によっては、証明を求められるケースが考えられますので、被保険者の勤務先や健康保険組合等にご確認ください。

### 2. 所得税の控除（配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除）

所得税の控除については、1.のような特例は設けられていません。

配偶者控除、扶養控除の要件は、年間の給与収入が103万円以下です。

ただし、150万円を超えるまでは配偶者特別控除として同額の所得控除を受けられます。

### 3. 「扶養手当」等

会社によっては、扶養手当や家族手当が支給されることがあります。その場合の条件については、会社の規定によります。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種業務従事者に対する特例措置があるかについては、ご家族の方がお勤めの会社の規定を確認していただくか、会社にご確認ください。

以上